

慶弔金・見舞金及び表彰等規程

第1条 山梨県社会保険労務士会（以下本会という。）の会員に対する慶弔金・見舞金等の贈呈及び表彰等はこの規程の定めるところによる。

第2条 会員が結婚したときは、20,000円の祝金を贈る。

第3条 会員が社会保険労務士としての功勞により、勲章・褒賞又は大臣表彰を受けたときは、30,000円以内の祝金を贈る。

第4条 会員が災害により相当な被害を受けた場合は、10,000円の見舞金を贈る。

第5条 会員が疾病又は負傷等により1ヶ月以上の入院加療を必要とする場合は、傷病見舞金として会長の認定により、10,000円の見舞金を贈る。

第6条 会員又はその配偶者が出産した場合は、1児10,000円の出産祝金を贈る。

第7条 会員が死亡した場合は、弔慰金30,000円と生花（又は花輪）1基を本会名義で贈る。

2 会員の配偶者又は父母（同居の義父母を含む）が死亡した場合は、弔慰金10,000円と生花（又は花輪）1基を贈る。

第8条 慶弔金の贈呈の際は、本会会長（以下、会長という。）名で祝電又は弔電をおくる。

第8条の2 会長は、理事会の議決を得た上で、当会会務の発展に貢献又は顕著な功勞があつた会員を表彰することができる。

2 表彰は賞状等の贈呈によるものとし、金一封又は記念品を添えることができる。

第9条 前各条に定めのないもので、状況により贈呈の必要があるときは、正副会長が協議の上で決定し、事後遅滞なく理事会で報告するものとする。

2 事務局職員についても前項の規程を適用する。

第10条 第7条にかかわる事実に関し、全会員に速やかに通知する。

〔規程の運用〕 慶弔の新聞広告等に関し、会員又は家族から本会の名称を掲載することの要望があつた場合は、これを認める。ただし、その費用は申出人の負担とする。

附則1 この規程は、平成4年4月1日より適用する。

附則2 この規程は、平成8年4月1日より適用する。

附則3 この規程は、平成19年1月15日より適用する。

附則4 この規程は、平成28年8月25日から適用する。